



～家族で「選挙」のことについて話してみませんか?～

NO. 4

選挙に関するあれこれを発信する「選挙」豆知識
第4回目の今回は、選挙の種類についてお伝えします

【選挙の種類】 選挙の種類はおおむね次の4つに分けられます。

- ①**衆議院議員総選挙** 総選挙とは、衆議院議員の全員を選ぶために行われます。議員の任期（4年）満了によるものと、解散によって行われるものの2つに分けられます。
- ②**参議院議員通常選挙** 参議院議員の半数を選ぶための選挙です。参議院に解散はなく、任期（6年）満了によるものだけです。
- ③**一般の選挙** 都道府県や市区町村の議会の議員の全員を選ぶ選挙や、都道府県知事や市区町村長を選ぶ選挙などがあります。
- ④**特別の選挙** 選挙のやり直しや当選人の不足を補う再選挙や議員の不足を補う補欠選挙などがあります。

有権者のみんな、
注目!



今年は、②の参議院議員通常選挙と③の笛吹市長選挙、市議会議員一般選挙が予定されているよ。参議院議員は3年ごとに半数が入れ替わるよう憲法で定められているんだ。

笛吹市選挙管理委員会 笛吹市明るい選挙推進協議会

■問合せ先 笛吹市選挙管理委員会事務局 ☎055(262)4111